

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	<u>P 経済センサスー活動調査におけるアクティビティベースでの事業活動の把握等について、KAU (Kind of Activity Unit) 概念の導入を含めた調査単位も視野に入れて、関係府省が一体となって検討する。</u>	総務省、 関係府省	平成34年度までに一定の結論を得る。
	<u>P 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（年次調査）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査（仮称。以下同じ）を創設する。</u>	総務省、 経済産業省	平成31年度から実施する。
	<u>P 経済センサスー基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。</u>	総務省	平成31年度から実施する。
	<u>P 工業統計調査について、平成31年度調査から経済構造実態調査と同時・一体的に実施する。</u>	総務省、 経済産業省	平成31年度から実施する。
	<u>P 工業統計調査について、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。</u>	総務省、 経済産業省	平成34年調査の企画時までに結論を得る。
	<u>P 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサスー基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。</u>	総務省、 経済産業省	平成32年度から実施する。
	<u>P 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。</u>	総務省、 関係府省	平成31年度から実施する。
	<u>P 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、可能な限り早期に行政記録情報の活用を検討する。</u>	総務省、 関係府省	平成31年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	<u>P 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法を検討する。</u>	総務省	<u>平成32年度までに結論を得る。</u>
	<u>P 平成33年経済センサスー活動調査や中間年・SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。</u>	総務省、 経済産業省、 関係府省	<u>平成34年調査の企画時までに一定の結論を得る。</u>
	<u>P サービス産業動向調査の月次調査部分及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。</u>	総務省、 経済産業省、 関係府省	<u>遅くとも平成34年末までに結論を得る。</u>
	<u>P 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及び中小企業実態調査等との役割分担、重複是正等を検討する。</u>	総務省、 関係府省	<u>平成34年度までに一定の結論を得る。</u>
	<u>P 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査における定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。</u>	総務省、 関係府省	<u>平成34年度までに一定の結論を得る。</u>
	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める	経済産業省	平成30年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	<u>P 見直し後の経済センサス - 基礎調査によるローリング調査の実施や、(独)統計センターにおけるプロファイリング活動の実施に向けた取組を進め、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、平成33年経済センサス - 活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。</u>	総務省	平成31年度から実施(初回のローリング調査は平成32年年央までに実施)する。
	<u>P 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。</u>	総務省、各府省	平成30年度から実施する。
	<u>P 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。</u>	総務省、関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
	<u>P 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用、レジスター統計⁴の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。</u>	総務省、関係府省	平成30年度から順次実施する。
	<u>P 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。</u>	総務省、財務省	平成33年度末までに結論を得る。
	<u>P 専従の役員・労働者等が存在しない法人</u>	総務省	平成30年度

⁴ 事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<u>等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。</u>		<u>末までに結論を得る。</u>
	<u>P 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。</u>	総務省	<u>平成30年度末までに結論を得る。</u>
	<u>P 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。</u>	総務省	<u>平成33年度末までに結論を得る。</u>
	○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。	関係府省	平成30年度から実施する。
	○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、 <u>その導入可否や統一的な取扱い方針を、平成38年経済センサス - 活動調査を見据えつつ検討する。</u>	総務省、 関係府省	平成30年度から実施する。
	○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、 <u>一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。</u>	総務省、 関係府省	平成34年度までに実施する。
	○ <u>統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインについて、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年経済センサス - 活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン</u>	総務省、 関係府省	平成33年経済センサス - 活動調査の企画時期までに実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	改正イメージに沿った改定を図る。		
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	◎ 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	平成31年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	平成31年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(産地)卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度予定)の企画時期までに結論を得る。
	○ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度予定)の企画時期までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進し、結論を得る。	農林水産省	平成31年度までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から検討し、見直しに向けた結論を得る。	農林水産省	平成34年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。	農林水産省	平成34年調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。	農林水産省	全国調査を実施したものから順次実施する。
	◎ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の活用及び統計利用者ニーズを踏まえつつ、検討に着手する。	農林水産省	平成30年度から実施する。
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を	○ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討する。	環境省	平成30年度から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
図るための統計整備	○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。	資源エネルギー庁	平成34年度までに結論を得る。
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	平成32年度から実施する。
	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCSデータのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。	国土交通省	平成30年度から実施する。
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、行政記録情報の活用等による報告者の負担軽減にも配慮しつつ、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造を、よりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	平成35年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備に向け、 国民経済計算の精度向上も視野に入れ つつ関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成35年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年(1-3月期分)から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度から実施する。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	平成34年度までに結論を得る。
	○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	平成34年度までに結論を得る。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ IMFの特別データ公表基準(SDDS)プラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	平成33年4月までに実施する。
	○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。	内閣官房、総務省	平成30年度から実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	平成34年度までに実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	平成34年度までに実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計を作成することについて、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成の可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、利用者のニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。</p>	財務省、総務省	平成30年度から実施する。
	<p>○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。</p>	経済産業省	平成30年度から実施する。
	<p>○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。</p>	各府省	平成30年度から実施する。
	<p>○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。</p>	総務省、各府省	平成30年度から実施する。